

# 福島市総合教育会議記録(第1回)

平成29年5月8日(月) (庁議室)

11時00分～12時13分

## 出席者(6名)

市長	小林香	教育委員	佐藤玲子
教育長	本間稔	教育委員	渡邊慎太郎
教育長職務代理者	中村恵子	教育委員	篠木雄司

## 陪席者(1名)

副市長	山本克也
-----	------

## 事務局出席者【総務部】

総務部長	八島洋一	総務企画課長	杉内剛
総務部次長	河野義樹	総務企画課係長等	

## 事務局出席者【教育委員会】

教育部長	渡辺雄二	文化課長	安食徹
教育部次長	齋藤義弘	保健体育課長	寺内勝宣
教育総務課長	齋藤誠一	中央学習センター館長	丹治雅裕
学校教育課長	土田宏	こむこむ館副館長	岸波裕彦
生涯学習課長	斎藤正義	図書館長	河野正宏
		各課係長等	

## 1 議題

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 報告
  - (1) 福島市いじめ防止等に関する条例の施行について
  - (2) いじめ防止基本方針の策定について
4. 意見交換
 

「今後のいじめ・不登校対策」をテーマに意見交換

  - (1) 福島市におけるいじめ・不登校の件数や事例紹介、教育委員会、学校の取組みについて
  - (2) いじめ・不登校の未然防止のために、学校、地域、家庭に期待することや求められることについて
5. 閉 会

午前11時00分 開 会

(杉内総務企画課長) ただいまより、平成 29 年度第 1 回総合教育会議を開会いたします。私、本日の進行を担当いたします、総務部総務企画課長の杉内でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます資料に沿って進めさせていただきます。

それでは市長よりごあいさつを申し上げます。

(小林市長) はい。皆様こんにちは。

【「こんにちは」と呼ぶ者あり】

(小林市長) 本日は皆様お忙しいところ、平成 29 年度第 1 回福島市総合教育会議にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

本日の会議では、4月から施行されました「福島市いじめ防止等に関する条例」や「いじめ防止基本方針」の策定に関し、私と教育委員の皆様で、認識を共有してまいりたいと考えております。さらに、今後のいじめ・不登校対策をテーマに、委員の皆様のご意見をいただき、そして私の考えも申し述べさせていただきながら意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(杉内総務企画課長) ありがとうございます。次に、報告及び意見交換に移らせていただきます。小林市長を議長に議事進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(小林市長) それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

本日は、報告事項が 2 件と意見交換が 1 件でございます。

初めに、報告事項(1) 福島市いじめ防止等に関する条例の施行についてでございます。内容については学校教育課長より説明をお願いします。

(土田学校教育課長) はい。学校教育課長です。福島市いじめ防止等に関する条例は、全ての市民が連携、協力して、いじめの防止等の対策を推進し、子どもたちの健やかな成長を実現するための基本的な条例でございます。

本条例の背景といたしましては、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、本市においても、法に基づき「いじめ防止等に関する取組方針」を定めるとともに、これに基づき学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に向けた対策に取り組んできました。法の施行後もいじめが原因と疑われる重大事態も発生しており、いじめに対する対応の強化が求められております。

そこで、本市においても全ての市民が、連携、協力し、いじめ防止等に向けて主体的かつ着実な取り組みを推進する基盤を整備することにより、将来にわたって子どもが安心して学び、健やかに成長することができる環境の実現を目指し条例を制定いた

しました。

本条例の目的ですが、本市のいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校、保護者及び市民等の責務及び役割を明確にするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、これにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

本条例の効果といたしましては、全ての市民へ連携、協力への努力を求め、主体的、かつ着実な取り組みを進めることにより、いじめの防止等を図ることが期待されます。いじめ防止等に関する市や教育委員会、市立学校、保護者及び市民等の責務や役割が条例に明示されておりますので、今後も、それぞれのいじめ防止等に関する取り組みが促されるよう働きかけてまいります。

(小林市長) ただいま、条例制定の背景や目指す姿、期待できる効果について、説明がありましたが、これについてご意見のある方はお述べいただきたいと思います。

特によろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

(小林市長) それでは特にはないようですので、次の議題に移ります。

次は報告事項(2) いじめ防止基本方針の策定についてでございます。内容については、学校教育課長より説明をお願いします。

(土田学校教育課長) はい。学校教育課長です。それでは説明させていただきます。「福島市いじめ防止基本方針」の策定につきましては、条例第10条「福島市いじめ防止基本方針」に示されております。いじめ防止の基本方針の内容といたしましては、条例第10条2項の1号から3号に示されている内容について順を追って記載する予定であります。

1号の基本的な方向に関する事項については、条例に基づき、基本方針の策定の目的、基本理念、いじめの定義、いじめの禁止、いじめの理解、いじめの防止等に関する基本的な考え方を記載いたします。

2号のいじめ等のための対策の内容に関する事項については、市や教育委員会の施策、学校が実施すべき施策とともに、いじめによる重大事態が発生した場合の教育委員会並びに市長による対処を記載いたします。

3号のその他については、国や県の動向や本市の実態を見据えて見直しを行うことや、いじめ問題対策委員会の意見を聞くこと、方針を公表すること、守秘義務等を記載します。

次に、いじめ防止基本方針の対策スケジュールですが、4月10日、副市長を委員長とするいじめ防止基本方針策定委員会を組織し第1回策定委員会を開催し、4月20日、庁内関係課による策定委員会幹事会にて基本方針の素案を検討したところです。

今後は、5月中旬、条例第22条に基づき教育委員会附属機関のいじめ問題対策委員

会に諮問し、子どもたちに関わる関係機関の皆様からご意見を頂戴し、6月下旬に答申を頂く予定でございます。

なお、いじめ問題対策委員会の委員の方々は、いじめ問題対策委員会規則第2条により、学識経験者・法律・医学・心理・福祉等に関する専門的な知識を有するもの、警察関係者、小中校長会、青少年健全育成推進会議及び民生児童委員協議会、小中PTA連合会の各代表等12名以内で構成される予定です。

さらに、7月に第2回幹事会で方針内容を再確認し、市長に報告ののち、7月下旬、第2回策定委員会で確定する予定でございます。

基本方針につきましては、教育委員会において議会にも報告しながら、ホームページ等への掲載や、保護者へのリーフレット配布等により市民のいじめ防止への関心を高めていきたいと考えております。また、学校には、公立学校長会議等様々な機会をとらえて説明を行い、いじめ防止への取り組みを進めてまいります。説明は以上でございます。

(小林市長)はい。ただいまいじめ防止基本方針の策定について説明がありましたが、それについてご意見のある方は述べていただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

(小林市長)特にないようですので、いじめ防止基本方針の策定スケジュールについては、ただいま確認した内容で進めてもらえればと思います。

次に、今年度は、条例の施行に伴い、いじめ防止への取り組みの強化と、様々な環境の変化の中で不登校が増加しており、いじめ・不登校対策が本市の学校における生徒指導上の問題ととらえておりますが、今後のいじめ・不登校対策をテーマに、私と教育委員会の皆さんとで意見交換を行いたいと思います。

福島市におけるいじめ・不登校の件数や事例紹介、教育委員会、学校の取り組みについて、意見をいただければと思います。

まず初めに、いじめについてでございますが、教育長からいじめの認知件数やいじめの事例を紹介してください。

(本間教育長)はい。いじめの認知件数でございますけれども、平成26年度、小学校が64件、中学校が30件、計94件でございます。また平成27年度は小学校59件、中学校35件、計94件で、平成26年度と平成27年度とも数値としては同じ数字です。平成28年度、小学校49件、中学校40件、計89件と、この3年間ほぼ横ばいとなっております。

中身、態様でございますけれども、複数回答での平成27年度の数字でございますが、いじめの中で、悪口など言葉によるいじめが66件、軽くぶつかる、蹴られるなど身体に係るいじめが21件、仲間外れ、無視などの集団によるいじめが19件、物を隠され

たり盗られたりするようないじめが7件、スマートフォンも含まれますけれどもパソコン等による誹謗中傷が5件となっております。以上、認知件数でございます。

(小林市長) はい。では次に教育長から、学校でのいじめについて、教育委員会、学校での取り組みを説明してください。

(本間教育長) はい。いじめについての対応でございますが、これまで、「いじめ防止に関する取組方針」を作りまして、毎年改定して各学校に配っております。これに基づいて、各学校が対応する形になっておりますが、まず教育委員会におきましては、学級づくりが大切ということで、互いに高めあう温かな学級・学習集団づくりについて、教員の研修、それから教育委員会が学校を訪問し、指導をしております。

また、具体的なレベルを示しまして、教職員のいじめの認知力の向上、それから定期的ないじめ調査を実施し、実態の把握に努めております。また必要に応じて教育委員会でいじめ防止サポートチームというものを組織的に編成しまして学校の支援を行っております。

学校におきましては、教育活動全体を通じ道徳教育、体験的活動、情報モラル教育等を展開しまして、未然防止を図るとともに、定期的な教育相談、生活実態調査、早期発見の取り組みを実施しております。

また、いじめを発見した際の組織的な対応、いじめの措置についても、学校いじめ対策委員会を学校の中に設置しておりまして、これを機能させながら取り組んでおります。今年度策定予定の「福島市いじめ防止基本方針」、これをもとにしまして「学校いじめ基本方針」を見直しまして、さらに実効性のあるものとなるよう働きかけてまいります。以上でございます。

(小林市長) はい、ただいま、いじめについて、その内容と取り組み対応について説明がありましたが、ご意見については後ほどいただくことにしまして、ただいまの説明について何か確認したいようなことがあればこの場でしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

(小林市長) 続いて、不登校についてでございます。まず教育長から不登校の児童生徒数や不登校の事例を紹介してください。

(本間教育長) はい。不登校の児童数は、月別調査の年度末統計で把握しておりますけれども、年々増加傾向にございます。平成26年度が小学校52人、中学校284人で計336人でした。平成27年度は小学校61人、中学校326人、計387人、それから平成28年度は小学校66人、中学校339人で計405人というような数字でございます。ちなみにですけれども、もっと古いデータで平成17年度がどのくらいだったかという、平成17年度は小学校53人、中学校206人、計259人でしたので、10年間でだいたい150人くらい増えている数字になっております。

要因といたしましては、友達関係をめぐる問題・トラブルが130人、学業の不振が88人、入学・転入学・進級時の不適応が31人、進路に係る不安が9人、クラブ活動・部活動の不適応が8人、個人的な要因など非常に多岐に及んでいますが家庭に係る状況が115人と不登校の大きな要因となっております。以上でございます。

(小林市長) はい。では次に教育長から、児童生徒の不登校について、教育委員会、学校での取り組みを説明してください。

(本間教育長) はい。まず教育委員会におきましては、学校教育指導の重点というものを毎年定めているのですが、その中で互いに高めあう温かな学校・学級づくりを掲げております。心の居場所としての学級づくり、それから自己存在感を感じることができる積極的な生徒指導等について指導するとともに、学校訪問、不登校支援の訪問、こういったものを通して実態を確認して対応策について指導しております。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを教育実践センターに配置しており、教育相談の実施、不適応教室等を通して、不登校傾向の児童生徒及びその家族の支援に努めております。

それから各学校におきましては、家庭訪問、不登校、別室登校などの対応ということで、生徒、児童生徒個々の実態に寄り添った対応に努めております。さらに、不登校の早期対応ということで、今までもやっていたわけですが、欠席の状況によって、欠席1日目の電話による情報収集、それから2日目には家庭訪問していただく、それから3日目、連続して3日続いた場合には市教委にメールで状況報告をしていただいて、学校と市教委が協力して不登校の解消に向けて取り組んでいく、不登校防止について力を入れていくということで、本年度からそういった不登校対応のシステムを、学校と市教委の間でメール等のやり取りをして早期対応するという方法を策定した次第でございます。以上でございます。

(小林市長) はい。ただいまの説明によりますと、福島市においては、いじめの認知件数はほぼ横ばい、それに対して不登校の児童生徒数は増加しているというような説明であったかと思えます。不登校について今説明がありましたけれども、不登校に関して今の説明について何か確認されたいようなことはありませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

(小林市長) それでは教育委員の皆さんにおかれまして、いじめ、不登校の要因について考えていることをお話いただければと思います。まず中村委員いかがでしょうか。

(中村委員) はい。いじめ不登校の要因についてですが、個別の要因があるだろうと考えています。特にいじめの場合には気に入らないとかむしゃくしゃしたなどということが直接要因かもしれませんが、それらの背景となる事情としては、家庭の問題とか、教師との関係、友人関係、様々な状況があるので一概にこれというのは言いにく

いだろうなとそんなふうに思います。

不登校の要因につきましては、先ほど教育長からのお話にもありましたけれども、いじめだけではなくて、学業不振であったり、家庭環境であったり、1つというのはなかなか言いにくいだろうなと考えています。

それから今回いじめについて意見交換するというので、いじめとはなんだろうというところからもう1回考え直してみましたが、非常に難しいなと感じました。法律のほうでは一応、心理的なあるいは物理的な影響を与える行為をして、その対象になった児童、生徒が心身に苦痛を感じているものをいじめとするというふうに書かれているのですが、精神的な苦痛を受けることというのはいろんなレベルがあって、それからすると本当にいじめをなくすというのは、非常に難しいことだろうなというふうに思っています。それからどう感じるか、感じ方もなかなか難しいと思うのですが、それが重大事態に発展しないような取り組みをすることはできるのではないかなということで、今回難しいテーマでの意見交換だなというふうに感じております。

(小林市長) ありがとうございます。では次に篠木委員、いかがでしょうか。

(篠木委員) はい。いじめの原因の部分についてなのですが、私自身の体験というか中学校あたりでいじめられていた部分も含めて、自分自身と違うところを見つけて攻撃したりとか、違うところを受け入れられないとか、いじめる側のストレスをいじめで解消するとか、弱いものを作ることで自分を守るとか、そういう部分につながっていくのかなと思っています。解決策はすぐには、ちょっと見つからないですけども、そんなイメージを持っていました。

(小林市長) はい、ありがとうございます。では次に佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員) はい。私も皆さんと同じようなことを感じておまして、なんらかの心理的な、心的なストレスを抱えることで、そのやりきれなさのようなものを相手が自分よりも弱いというふうに見えたときに、そこを攻撃してしまっ、その攻撃がエスカレートしていくのがいじめだと思っています。

それから不登校は、心的ストレスを内に抱え込んでしまっ、学校から遠ざかることで心のバランスを保とうとしている状況ではないのかなというふうに思っています。その子の心の荒れといいますか、すさみというか、かさつきというか、そういったものが発信しにくかったり、それをこちらが、大人だったり周りの者が気付かなかったり、気付けるような状況になかったり、心の余裕がなかったりという、そういった大人の社会の縮図でもあるのかなというふうに、難しい問題だなというふうに思っています。

(小林市長) はい、ありがとうございます。では次に渡邊委員いかがでしょうか。

(渡邊委員) 先ほど篠木委員さんから、違うものを受け入れないとお話がありましたが、やはりこの違うものであるとかですね、それはそれであるがままで、個人一人ひ

とりに価値があるのだ、その一人ひとりが非常に宝とされて尊重されるのだという、我々の用語でいう人権ということになるのですが、そういった風土というか、そういうものがなかなか学校、あるいは学校だけでなく家庭とか地域とかですね、そういったところで作られていない、あるいは作り上げるのが難しいというところが、やはり究極的には大きな要因になっているのではないかなと思います。

(小林市長) はい、ありがとうございます。いじめ・不登校の要因には様々な要因があるわけですが、いじめ、不登校の未然防止には、学校、家庭、地域との連携が必要と考えますけれども、そうしたことについて中村委員いかがでしょうか。

(中村委員) はい。学校ではクラスの先生とか友人との信頼関係を築くことが重要だと思っています。そのためには学級での児童生徒の居場所づくり、あるいは様々な機会を利用したその子が活躍できる場面づくりということで、勉強だけではなくてスポーツだったり音楽だったり、いろいろな思いやりの心だったり、そういう活躍できる場面があるといいなと思います。加えて道徳などでの心の指導だとか、教師がきちんとゆとりを持って児童生徒の話を聞くことができることが必要だなと思いますが、すでに先生方は熱心に取り組んでいることだと思います。

地域としては、学級や家庭だけでない、一人ひとりの子どもが活躍できる地域のあるものがあるといいなというふうに思っています。例えば先生や親ではない大人から認められる場面というものがぜひあってほしいなと思ひまして、今までは例えば地域のお祭りなどで、お祭りの行事を地域の大人が伝える、受け継ぐということがあったと思っておりますが、今はそれもすごく少なくなっているというふうに思っています。ですので、例えば登下校指導や地域ボランティアの方が入ってくるなど地域の方たちと接点がありますので、そういったところに多くの大人の人から認められる場面があるといいですね。

家庭のほうでは、大人がいじめをしないことが一番かなと思いますが、学校生活をしていきますと、子どもにはどうしてもちょっと困ったことが出てくると思うのですね。それをすぐ大人の価値観で、いじめだねとしてしまわないことも必要かなと思います。わが子を見る視点だけではなくて友達も含めて子どもの成長を見守るということも家庭としては必要かなと思います。以上です。

(小林市長) はい、ありがとうございます。では篠木委員いかがでしょうか。

(篠木委員) はい。学校というか行政も含めてなのですが、先日文科省の勉強会に参加した時もこのあたりはそうだなと思っていたのですが、いじめは悪いこと、犯罪であるということとをきちんと認識するというか、あとその辺りを末端まで共通認識として持っていくことが大切だと思うのですね。

悪ふざけで始まってしまふ部分があつて、それがエスカレートすることもあるので、いじめというのは悪いことなのだよという共通の認識というか、徹底して伝えていく



ことが正しいことだと思いますし、文科省の勉強会では、いじめは犯罪だということを前面にだしてそれを徹底して広めていくということをいっていましたが、それは正しいのではないかなと思いました。

それと地域の部分では、地域の大人もきちんと見ているのだよというサインを子どもたちに伝えることが大切だと思っておりますし、きちんと認識しているというのを一つの表れとして、あいさつもきちんとできるような地域を育てていかないとだめだなと思っております。

また、家庭の部分については、子どもとのコミュニケーション、子どもの変化をしっかりとつかめるような目配り・気配り・心配りができるようになっていかなきゃならないなど。なかなか仕事のほうが忙しくて、そこまで気が付きにくくなっているのかもしれないけれども、やはり一番は、子どもは宝なので、その子どもの変化にしっかりと目配り・気配り・心配りをするようなことが大切だと思いますし、子どもをほったらかしにしないできちんと気にかけて、心を離さないということが大切だと思います。

(小林市長) はい。ありがとうございます。では次に佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員) はい。学校、行政に関してですが、学校が児童生徒一人ひとりをいつも見守っているよというシグナルというかサインというか、そういったものを児童生徒が感じられるような学校であってほしいというふうに思っています。例えば、毎月、おそらく小学校だと身体測定のようなことがあって、体重と身長を測ったりすると思うのですが、それと同じ流れで、今月はこの子の心の状態はどうなのだろうという目でその機会をとらえていただけないかなというふうに思っています。児童生徒の心の変化に気付いたり、声かけができたなら、その時に傷が深くなる前に対応ができるのではないかなと思います。私は教育委員会ポータルサイトを毎日のように覗いているのですが、第三小学校で出している教育相談だよりというのが載っていて、これおもしろいなというか、一面は児童のみなさんへで、例えばお腹が痛いとか、なかなか眠れないとか、ずきずきさん、もやもやさん、くよくよさん、むしゃくしゃさんというような形で、発信をしていたりするので、こういったことが子どもさんに届けば、子どもさんも「言ってみようかな。」、「私の相談にも乗ってくれるのではないかな。」というふうに思うのではないかなと思っております。「教育相談だより」というのは少し固いかななんて思いながら拝見しているのですが、こういったことも重要なのかなというふうに思っています。

それから地域ですが、普段からあいさつだったり、声掛けが大切で、やはり子どもは地域の宝、私たちの世代を受け継いでいくのだと感じられるような地域でありたいというふうに思っております。ただ、プライバシーという壁はあると思うので大変なこともあると思いますが、家庭が孤立しない、ひとり親家庭とか、私が育った頃に比

べるとずいぶん増えていると思うので、そういった人たちが孤立しない、家庭力が低下したなというふうに見えたときに、多少のプライバシーの問題はあるかもしれませんが、学校や福祉部門に情報をつなげられるような地域でありたいなというふうに思っております。

それから自分の家庭についてですけれども、やはりわが子の変化を見逃さない心の余裕がほしいのかなど、反省を込めてですが、そんなことを思っています。今日こんなことがあったということ親子で話せる時間があったらいいなというふうに思いますし、常に一番大切なのはあなたなのだよということ子どもに伝えてほしいなというふうに思っています。基本的なことという、朝ごはんをしっかりとるといったことをできるような家庭でありたいなというふうに思っています。学校、地域、家庭が、子どもが何よりの宝だという姿勢を、今後子どもが感じてくれるようなことになっていければというふうに思っています。以上です。

(小林市長) はい、ありがとうございました。では次に渡邊委員いかがでしょうか。

(渡邊委員) 地域・家庭と学校の連携という点で言えば、いじめにせよ、不登校にせよ、その児童生徒本人といじめている側の他に、地域の方とか、いじめられている方の保護者さん、あるいはいじめている方の保護者さんと、いわば第三者的な方がおられると思うのですね。そういった方からできるだけ早くその情報を寄せていただくということが、おそらく早期の対応にもつながるし、先ほどお話にあったその悪ふざけがエスカレートしていじめになるという点でいえば、できるだけその悪ふざけの段階です、そういったことがあると学校側が認知するというか、知らせていただくことが大事だと思うのです。その時に保護者であれ、あるいはその地域の、例えば登下校を見守っていただいている方であれ、やはり学校の先生に連絡をするというのは結構ハードルが高いわけです。もちろん大げさにしたくないという心情もあるでしょうし、そういう意味で、悪ふざけであってもそういうことがあるということを先生にわかってもらって、今までよりちょっと注意して見てもらいたいと、そういうような報告というか連絡を受け付けやすいような仕組みというのが大事なのではないかと思えます。

そのためには、先ほども基本方針の中で、保護者にリーフレットを配るというような話がありましたが、その中に、どういう情報をどういうところに寄せてもらいたいのか、あるいは実際伝えたときにどうなるのか、もちろんその守秘事務の話とか、あるいはいきなり問題だといって聞いたりしませんよというような、ある程度軽い連絡の窓口もあるとかですね、そういう意味で、実際に兆候があるものをスムーズに学校側に伝えやすい仕組みを作り上げていくことが、未然防止、あるいは早期解決になるのではないかと思います。

(小林市長) はい。皆さん、それぞれありがとうございました。不登校の要因はいろ

いろあって、いじめが原因となっていることも先ほどの報告からうかがえるところですが、いじめだけではないということだと思います。そしていじめについては先ほど犯罪だというご指摘がありました。まさにそういうことだと思いますので、とにかく学校からいじめをなくしていくという取り組みが必要であると思います。先ほど渡邊委員から、人権というお話がありましたけれども、まさに個人の人権に対する侵害であると思いますね。生き方というか、人間形成がされる場所がまさに学校だと思うのですが、それが苦痛になってしまうのが本当にかわいそうだなと思いますので、そうならないような取り組みというのが必要だなというふうに思います。

この福島市においても既にいろいろ取り組まれているわけですが、残念ながらこの不登校は年々増加傾向にあるということで、しかもこの数字が、平成28年度、小中学生405人ということですから、結構な数ですよ。405人となると、特異な例ということではなくて、普通にある事象ということになってきますから、これを少しでも減らしていくということに力を入れなくてはいけないのかなと思います。

そして、学校における取り組み、それから地域における取り組み、そして家庭における取り組みそれぞれ対応が必要なのだと思うのですが、教育委員会や我々行政の側からですが、マスコミによる報道で、いじめが原因で不登校になり、いじめが原因で自殺にまで至ったケースも報道されているところで、本当に気の毒だなというふうに思います。福島市が今、教育委員会と学校との連携を強化しているところですが、やはりいじめや特に不登校が、一般の感覚からすると、なぜこういう事態に至るまで気が付かなかったのか、あるいはなぜもっとはやく教育委員会に相談しなかったのか、公にしなかったのかと思われるケースが報道されますけれども、一教員の問題、一学校の問題ではなくて、やはり自治体全体の問題としてとらえていく必要があるのかなと思います。報道を見ると、少なくなってきたとは思われるのですが、学校において公にしたいくないような、なんとなくこ隠したいというか、そういったところも見受けられます。それが教育あるいは教育者に対する不信感、行政に関する不信感になるわけですが、こうなるといい教育ができなくなっていくというふうに思いますね。ですから、ささいなことにも目をつぶらず、ささいなことから取り組んでいく、そういう姿勢が必要なのかなと思います。

そしていじめも不登校も、現状からしますとどのクラスにおいても起こり得ることなのだと思いますね。そのため、ベテランの教員だから、あるいは新米教員だからという問題ばかりでもないというふうに思います。もちろん教職員としての経験が浅ければ、対処能力もまだ不十分ということもあるかもしれませんが、ベテランの先生であればそこまで至らずに解決できるということもあると思います。けれども、ベテランの先生においても、いじめを完全になくす、あるいは不登校を完全になくすということはおそらく困難だろうなと思います。まずは、担当の教員においてしっかり対応

してもらおうということも必要なのでしょうけれども、学年全体として、それから学校全体として取り組む、そしてまた、そこに教育委員会がしっかり関わっていく、そういうことが必要なのかなと私が感じたところでございます。

ここまでの議論について皆さんいかがでしょうか。他の委員の方の発言について、あるいは私の発言について、なにかあればお聞かせ願えないでしょうか。では中村委員どうぞ。

(中村委員)今市長がおっしゃったことで、私も同感だなと思ったことがありまして、いじめが発生すると、とりあえず教員評価というふうを受け取られがちなところが、いじめを隠したいとか、蓋をしたいというところにつながる感じがしています。市長がおっしゃるように、いじめはどんなところでも起こることだとみんなで認識していれば、みんなでこれはどうしようかと考えることができるのだらうなと思うのです。そういう風土と言いますか、認識の共有というのがまず大事になるなと感じました。

(渡邊委員)私もほぼ同じなのですが、やはりあってはならないことが起きたがゆえに、できる限りなかったことにしたいという意識が現場で働きやすいのかなと思うのです。ですので、もちろんケースバイケースで担任の先生が現場で早期に対応して解消するのが一番良いのですが、ケースによっては担任の先生の重荷を多少解いて組織的に対応することも、ケースによっては重要なのではないかなと思います。

(小林市長)それとですね、学校の先生方は教育のベテランなのでしょうけれども、子どもを見るときに、当然そういう知識があったほうがいいわけですが、学校で学んだこととかいろんな研修の場で学んだことを、こういう行動をする子はこういう子どもだと型にはめて見がちなところがないかなという気が少しします。確かにそういう分析が正しいというか、そういう理論的なものもあるのでしょうけれども、私の経験からというのも多少あるかもしれませんが、あまり教科書通りの理論で子どもを見てしまうというのも時には外れることがあるのではないかなと、そんな気がしますけれどね。それほど単純ではないような気がしますよね。

(本間教育長)いじめの解決の認識なのですが、どうしても教員はお互いに子ども同士、例えばいじめた者、いじめられた者を話し合わせて、謝ればそれで解決したというふうに、あくまでも子ども同士で解決したととらえることがあります。実際はもっと深く、もっと継続的に見ていかないと、単年度でいじめは解決するものではないので、そういった見方というものも教員に対して指導していかなくてはと考えています。

(小林市長)確かに学校の先生は学力の面でも指導しなくてはなりませんし、一方で、児童生徒の学校生活全体について気を配る必要があるのです、学校の先生はなかなか大変だと思いますね。そしていわゆる教員の勤務時間、長時間勤務が昨今問題になっていますが、なかなか大変だと思いますけれども、やはり学校教育なり先生方の指導に

に対する期待というのは当然大きいわけですし、先生方も期待に応えてもらえればありがたいなと思います。

今年の3月の市議会定例会議の一般質問におきまして、いじめの専任教師の配置についての質問がありまして、私が答弁したところでございますが、答弁の内容は、先進事例において、いじめの専任教師を配置したことにより、いじめが減少した旨の報告がなされていると聞き及んでおり、福島市においては単にいじめというだけでなく、不登校への対策も含め、より総合的に子どもたちを支援できる教員の配置など、本市独自の取り組みについて教育委員の皆様と意見交換してまいります、と答弁しております。これを踏まえて、委員の皆様から率直なご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。まずは中村委員いかがでしょうか。

(中村委員) はい。いじめに限らず、不登校や発達障がいを含めて児童・生徒支援専任教員が必要だと思います。どういった教員がいいのかというのは、学校長等が任命して、学級担任とか教科指導を軽減し、その分を非常勤講師等が補うというのが考えられると思います。その他には、もし養護教諭がその任にあたるのであれば、養護教諭の仕事を補助するような非常勤、あるいは担当というのもあり得るのかなと考えます。そのあたりは学校によって状況が違ふと考えられますので、学校の判断かなと思いますが、とにかく人的な補充をして、教師がきちんと児童生徒と向き合うゆとり、時間もそうですし心のゆとりを持って向き合える状況を作ることが大事かなと思います。ぜひ本市でも取り組んでいただければと思います。

(小林市長) ありがとうございます。では次に篠木委員いかがでしょうか。

(篠木委員) はい。実際の教育現場で先生が忙しすぎるという話をよく聞きますので、専任教員をつくることはとてもいいことだと思いますし、当然実績に直結しますし、また専門性がでてとてもいいことだと思います。ぜひ進めていただきたいなと思います。専任教員とはちょっと違うかもしれないのですが、これは生の声で話が出てきたのですが、駅などの近くの交通の便がいいところに不登校の子どもたちだけが通えるような教室を作ったりとか、学校に行きたくてもいじめの子がいてその子を恐れて本当は行きたいのだけに行けない子どもたちのために、そういう場所を作ったりというのは必要な部分なのかなと思っています。

先日全国の教育委員の情報交換会で、戸田市の教育委員の方から、戸田市では重大な事件が発生した際のシミュレーションをマスコミも含めてやっているという話がありまして、こういう事例が起こったというシミュレーションをもとに、学校の現場ではどういった対応をするのか、取材についてはどのように対応するのか、具体的に実際のマスコミが本当に来て取材するというのをやっていて、何が一番いいかと言うと、他人事ではなく自分事として、これからどういうことをしなきゃいけないのか認識するには一番いいという話があって、そういうことも大切なかなとも思います。以上

です。

(小林市長) 次に佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員) いじめ専任教師という立場というかそういう人がいるということは担任教師にとってもありがたいですし、子どもさん、児童生徒にとってもそういう存在がいるのだということは非常に安心というか、整っているということが救いになるとは思いますが、いじめ専任教師という名前に少し抵抗を感じまして、その前に気づきたいなというのがあるのですけれど、ただそういう存在があるということが安心だったり救いになったりするなら、専任で取り組んでくれる人がいるというのはとてもいいことだと思います。

ただ、もうひとつ心配は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それからこういったいじめ専任教師とか、いろんな名前ですぐ学校に関わる人がいて、だけれどもその人が2週に1回しか学校に来ていないという、その2週に1回しか来ない人が何人もいるというような状況というのは、お子さんにとって混乱ではないですが、本当に相談しやすい体制なのだろうか、若干心配というか、その辺りは窓口を1つにして、でもその先は専門の関わってくれる人がいるのだよというふうに持っていくというか、リーフレットを作るということですので、その辺りがわかりやすくなっていけばいいというふうに思っています。以上です。

(小林市長) はい。ありがとうございます。では次に渡邊委員いかがでしょうか。

(渡邊委員) はい、私も専任教師の配置というのは非常に有益だと思います。もちろん専門性という意味でも有意義だと思うのですが、それとは別に、担任の先生とは違った、いわば通常の学習カリキュラムと違う物差しでフラットに対応してもらえる。だから先ほど話に出てきた養護の先生、保健室の先生もある意味そういう位置付けだと思うのですが、普通の学習とは違う物差しで見てくれるし、対応してくれるというところに、担任の先生ではやりにくい対応が手厚くできると思います。ただ実際に、そういう方に相談をするためには、先ほどの話と重なりますが、できるだけ子どもにとっても保護者にとっても地域にとってもいつも存在を感じる場所でないと、なかなか相談にはつながらないと思うので、そういう意味ではできるだけ常勤で、クラスにもちょくちょく顔を出して、誰が見ても知っているというような存在になっていただくような形で配置していただくことが重要なことというふうに思います。

(小林市長) はい、ありがとうございます。最後に教育長のほうから専任教師の配置についていかがでしょうか。

(本間教育長) いじめとか子どもたちの悩みについて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどを配置してきました。あと不登校についても各学校担任教員も含めてきめ細かい指導をやってきたわけですが、先ほど市長からお話がありましたように、どこでも誰でもそういったことになる可能性があるということ、そういっ

た子どもたちが増えてきていることは実際にあるわけですので、いじめや不登校に限らないで子どもたちを支援できるような教員を配置したり、そういった教員を学校の中で作ったときにその授業を補うような非常勤の者を配置するだとか、嘱託を配置するなどが必要なのかなと考えております。

具体的に、例えば福岡市や、横浜市、相模原市などでは、不登校に限った不登校対応教員を配置しています。例えば福岡市の場合には、不登校の専任教師を全学校に配置して、それで中学生の復帰率は不登校の数の約半数、48.9%が学校に戻ったという事例があるので、そういったことも含めてやはり先ほど渡邊委員が言ったように窓口を一本化して保護者や子どもたちの悩みを聞いたり、スクールカウンセラーとはまた別の次元での学習指導も含めた形での対応ができるような教員をぜひ考えてみたいなと考えております。

(小林市長)最近引きこもりということが社会問題として取り上げられていまして、そして新聞報道によりますと、40歳代までの人口において54万人がいられていますけれども、これは大変な数だと思いますね。本人が一番つらいでしょうし、家族にとっても大変なことだと思いますね。子どものうちだけでなく、20代、30代、40代も引きこもり状態にあると、本人にとっても家族にとっても深刻な問題であり、別な面から見ると社会的な損失ですね。54万人というのは人口の0.4%くらいですかね。それがもうちょっと上の年代にもなるとさらに大きな数字になってくるのでしょうかけれども、0.4%くらいだとしてもかなり大きい数字ですよ。これは明らかな社会的損失ですね。やはり成人に達する前、年齢がいく前にきちんとした対応をすれば、先ほど教育長から報告があったように、不登校解消率50%近くになっているところもあるということなので、これは素晴らしい成果だと思います。

ですからまずは本人のため、そしてご家庭、ご家族のためだと思うのですが、子どもが減少していく社会において、不登校だとか引きこもりを作らないということが、実はこの日本の社会を維持していくうえでも極めて大切なことではないかというふうに思いますね。ですからそれを国にも当然しっかり取り組んでほしいですけども、しかし国が直接やれるものではなくて、実際の現場はどこにあるかという、まさに基礎自治体ができることにかかっているのだと思います。国の支援を今後さらに引き出す必要があるのだと思うのですけれども、実際現場に何が必要か、我々が今まさに議論し、必要があれば変える、さらに国に対して要求していくことが必要なのだと思います。それを今後やっていきたいなと思います。そういった意味で意見はどんどん出していただけたらと思います。教員の意見も吸い上げてもらえればと思いますね。

そして佐藤委員のほうから、いじめ専任教師という表現に少し抵抗があるという意見がありましたけれども、確かにそれももつともかなと思いました。まずは担任の先生にきちんと対応していただくということが必要だと思います。いじめ専任教員とい

うものを設けることで、担任教師がそういう対応から外れる認識を持たれると逆効果だなという感じはしました。担任の先生にまず取り組んでいただいて、けれどもやはりそれだけでは大変なことが多いと思いますから、そこでいじめ対応、あるいは不登校対応について経験のある先生に応援してもらい、そういう感じが望ましいですかね。そしてスクールカウンセラーとの住み分け、あるいは連携でしょうか、そのあたりもきっちり議論していく必要があるのかなと思います。いずれにしてもこのいじめ・不登校は深刻な問題ですので、隠すことなく、各学校で学年においてよく議論し、対応していただいて、そして教育委員会と一体となって取り組んでいくという体制が必要だというふうに思います。いろいろな条例だとかそうした体制づくりも進んできておりますので、こうしたものをしっかりと活かしながら、この問題に取り組んでいきたいと思いますので、教育委員の皆様方、今後ともご支援よろしくお願ひします。そうした中で気づかれたことについては常時、教育委員会のほうにお寄せいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

では意見交換会については以上でございますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。ではこれで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

(杉内総務企画課長) それではこれもちまして、平成 29 年度第 1 回総合教育会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 12 時 13 分                      閉      会

---